

家庭数
保護者様

令和7年4月10日

松山市立北久米小学校
校長 杉村 英樹

令和7年度 校内生活の決まり（持ち物、服装について）

子どもたちが安心・安全に教育活動を行うことができるよう、本校では校内生活について以下のように指導しています。ご家庭でもご配慮ください。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

1 持ち物について

- (1) 教育活動に必要なものは持つて来ない。
- (2) 学校生活の目的にふさわしい物を使用する。シャープペンシル、必要以上に多くのペンや消しゴム、カッター、ぬいぐるみのような筆箱、ハイカットシューズ等は家庭で使用する。
- (3) キーホルダー やストラップは、ランドセル、筆箱、名札等に付けない。お守りは可。
- (4) 持ち物には記名をし、本人が適切に管理し、友達との貸し借りなどは安易に行わない。

2 服装について

通年

- (1) 「は・て・な・つ・ぼ」（ハンカチ、ティッシュ、名札、つめ、防犯笛）を整える。
- (2) 環境や学校生活にふさわしい服装や頭髪を考える。
- (3) 安全面、健康面を考慮した服装を心掛ける。ひもが長く垂れているもの、装飾が多いもの等は避ける。
- (4) 服や下着、マスク等に記名をする。
- (5) 学習の場にふさわしくないパーマ、染色、脱色等はしない。
- (6) 校内では、一番上の服の左胸に名札を付け、防犯笛は服の中に入れる。

夏季

- (1) 安全性、防犯面の観点より、キャミソール等、肌を大きく露出している服は避ける。
- (2) 体操服に着替えるときは、衛生面を配慮して下着を脱いだり、替えを用意したりするなどの工夫をする。

冬季

- (1) 重ね着をうまくし、校内では丈の長いコートやジャンパー等の上着は脱ぐ。
- (2) フードにふさふさのある服、ジャンパー等の外せるフードは、安全のため取り外す。
- (3) 登下校時、校内では、フードはかぶらない。
- (4) 安全のため、ネックウォーマーで口鼻を覆わない。マフラーの端は服の中へ入れる。
- (5) ショートパンツ、レッグウォーマー等、ファンション性を過剰に重視した服装はしない。
- (6) カイロはポケットに入れず、貼るタイプを使用する。
- (7) 体育の学習時、体操服の下のタイツ、レギンス、長いスパッツ等は原則として脱ぐ。寒い場合は半袖体操服の上に長袖を重ね着する。